

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後

工事成績評定の様式一覧(建築・設備関係)

様式名	区分	2000万円以上		2000万円未満		
		評定者	様式番号	評定者	様式番号	
工事成績採点表			建1-1		建1-2	
項目別評定内訳書			建2		建2	
工事成績評定の 審査項目別 運用表	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者	監督員 建3-1①	監督員 建3-1①		
	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理	監督員 建3-1②	監督員 建3-1②		
		III 安全対策 IV 対外関係	監督員 建3-1③	監督員 建3-1③		
		II 工程管理 III 安全対策	課長 建3-2①	検査員 建3-2①		
		I 施工管理	検査員 建3-3①	検査員 建3-3①		
	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員 建3-1④	監督員 建3-1④		
		I 出来形	検査員 建3-3②	検査員 建3-3②		
		II 品質管理	建築工事	監督員 建3-1⑤	監督員 建3-1⑤	
			電気設備工事、受変電設備工事	監督員 建3-1⑥	監督員 建3-1⑥	
			暖冷房衛生設備工事、機械設備工事	監督員 建3-1⑦	監督員 建3-1⑦	
		II 品質管理	建築工事	検査員 建3-3③	検査員 建3-3③	
			電気設備工事、受変電設備工事	検査員 建3-3④	検査員 建3-3④	
			暖冷房衛生設備工事、機械設備工事	検査員 建3-3⑤	検査員 建3-3⑤	
	III 出来ばえ	建築工事	検査員 建3-3⑥	検査員 建3-3⑥		
		電気設備工事、受変電設備工事	検査員 建3-3⑦	検査員 建3-3⑦		
		暖冷房衛生設備工事、機械設備工事	検査員 建3-3⑧	検査員 建3-3⑧		
	4 工事特性		課長 建3-2②	検査員 建3-2②		
5 創意工夫		監督員 建3-1⑧	監督員 建3-1⑧			
6 社会性等		課長 建3-2③	検査員 建3-2③			
7 法令遵守等		課長 建3-2④	検査員 建3-2④			

改正前

工事成績評定の様式一覧(建築・設備関係)

様式名	区分	2000万円以上		2000万円未満		
		評定者	様式番号	評定者	様式番号	
工事成績採点表			建1-1		建1-2	
項目別評定内訳書			建2		建2	
工事成績評定の 審査項目別 運用表	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者	監督員 建3-1①	監督員 建3-1①		
	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理	監督員 建3-1②	監督員 建3-1②		
		III 安全対策 IV 対外関係	監督員 建3-1③	監督員 建3-1③		
		II 工程管理 III 安全対策	課長 建3-2①	検査員 建3-2①		
		I 施工管理	検査員 建3-3①	検査員 建3-3①		
	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員 建3-1④	監督員 建3-1④		
		I 出来形	検査員 建3-3②	検査員 建3-3②		
		II 品質管理	建築工事、設備工事	検査員 建3-3③	検査員 建3-3③	
			建築工事(新築・大規模改修)、建築工事(改築)、建築一式工事、設備工事	検査員 建3-3④	検査員 建3-3④	
		III 出来ばえ	検査員 建3-3④	検査員 建3-3④		
	4 自然・社会条件、社会性等		課長 建3-2②	検査員 建3-2②		
5 法令遵守等		課長 建3-2③	検査員 建3-2③			

別紙1 記入方法及び留意事項

次の表の改正前の欄に掲げる規程を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後

建1-1

工事成績採点表(2000万円以上)

工事名												契約金額(最終)							
請負者名		工期		~										完成年月日		完成検査日			
検査項目		①監督員					②担当課長					③検査員							
項目	細別	職氏名					職氏名					職氏名							
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0													
	II. 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0													
2. 施工状況	I. 施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0	
	II. 工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	1.0	0.0	-7.5	-15.0								
	III. 安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	1.5	0.0	-7.5	-15.0								
	IV. 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0													
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0	
	II. 品質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0						15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25.0	
	III. 出来ばえ											5.0		2.5		0.0	-5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2																		
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3																		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等※4																		
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0							
評定点(65±加減点合計)		① 100.0					② 100.0					③ 100.0							
評定点計		100 点					0 点					①×0.4+②×0.2+③×0.4							
7. 法令遵守等 ※5		100 点					0 点												
評定点合計 ※6		100 点					評定点計-7. 法令遵守等					【検査員】							
所見 ※7		【監督員】					【担当課長】					【検査員】							

- ※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
- ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
- ※5 法令遵守等は減点評価のみとする。
- ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各検査項目毎の採点は、別紙工事成績採点の検査項目別運用表による。
- ※7 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること。

改正前

建1-1

工事成績採点表(2000万円以上)

工事名												契約金額(最終)						
請負者名		工期		~										完成年月日		完成検査日		
検査項目		①監督員					②担当課長					③検査員						
項目	細別	職氏名					職氏名					職氏名						
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e		
1. 施工体制	I. 施工体制一般		4.0	0.0	-5.0	-10.0												
	II. 配置技術者	7.0	3.5	0.0	-5.0	-10.0												
2. 施工状況	I. 施工管理		5.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0	2.5	0.0	-7.5	-15.0		
	II. 工程管理	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0	10.0	5.0	0.0	-7.5	-15.0							
	III. 安全対策	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	15.0	7.5	0.0	-7.5	-15.0							
	IV. 対外関係	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0												
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0						7.0	3.5	0.0	-10.0	-20.0		
	II. 品質	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0						8.0	4.0	0.0	-12.5	-25.0		
	III. 出来ばえ											15.0	7.5	0.0	-15.0			
4. 自然・社会条件、社会性等 ※1						10.0												
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0						
評定点(65±加減点合計) ※2		① 100.0					② 100.0					③ 100.0						
評定点計		100.0 点					①×0.4+②×0.2+③×0.4											
5. 法令遵守等 ※3		100 点					0 点											
評定点合計 ※4		100 点					評定点計-5. 法令遵守等					【検査員】						
所見 ※5		【監督員】					【担当課長】					【検査員】						

- ※1 4自然・社会条件、社会性等の評価は、加点評価のみとする
- ※2 各評定点(①~③)は小数点以下第1位未満を切り捨てるものとする
- ※3 法令遵守等の評価は、担当課長が行う
- ※4 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各検査項目毎の採点は、別紙工事成績採点の検査項目別運用表による
- ※5 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること

次の表の改正前の欄に掲げる規程を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後

建1-2

工事成績採点表(2000万円未満)

工事名		契約金額(最終)										完成年月日							
														請負者名		工期		~	
①監督員		②検査員					③検査員												
												職氏名		職氏名					職氏名
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0													
	II. 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0													
2. 施工状況	I. 施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0	
	II. 工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	1.0	0.0	-7.5	-15.0								
	III. 安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	1.5	0.0	-7.5	-15.0								
	IV. 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0													
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0	
	II. 品質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0						15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25.0	
	III. 出来ばえ											5.0		2.5		0.0	-5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						20.0												
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	7.0																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等※4						10.0												
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0							
評定点(65±加減点合計)		① 100.0					② 100.0					③ 100.0							
評定点計		100 点					0 点					①×0.4+②×0.2+③×0.4							
7. 法令遵守等 ※5																			
評定点合計 ※6		100 点					評定点計-7. 法令遵守等					【検査員】							
所見 ※7		【監督員】					【検査員】					【検査員】							

- ※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
- ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
- ※5 法令遵守等は減点評価のみとする。
- ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各検査項目毎の採点は、別紙工事成績採点の検査項目別運用表による。
- ※7 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること。

改正前

建1-2

工事成績採点表(2000万円未満)

工事名		契約金額(最終)										完成年月日					
														請負者名		工期	
①監督員		②担当課長					③検査員										
												職氏名		職氏名			
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般		4.0	0.0	-5.0	-10.0											
	II. 配置技術者	7.0	3.5	0.0	-5.0	-10.0											
2. 施工状況	I. 施工管理		5.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0	2.5	0.0	-7.5	-15.0	
	II. 工程管理	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0						10.0	5.0	0.0	-7.5	-15.0	
	III. 安全対策	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0						15.0	7.5	0.0	-7.5	-15.0	
	IV. 対外関係	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0											
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0						7.0	3.5	0.0	-10.0	-20.0	
	II. 品質	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0						8.0	4.0	0.0	-12.5	-25.0	
	III. 出来ばえ											15.0	7.5	0.0	-15.0		
4. 自然・社会条件、社会性等 ※1											0~10						
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0					
評定点(65±加減点合計) ※2		① 100.0					② 100.0					③ 100.0					
評定点計		100.0 点					①×0.4+③×0.6					0 点					
5. 法令遵守等 ※3																	
評定点合計 ※4		100 点					評定点計-5. 法令遵守等					【検査員】					
所見 ※5		【監督員】					【担当課長】					【検査員】					

- ※1 4自然・社会条件、社会性等の評価は、加点評価のみとする
- ※2 各評定点(①~③)は少数第1位未満を切り捨てるものとする
- ※3 最終評定者が課長の場合は、(130±加減点合計)/2とする。
- ※4 法令遵守等の評価は、担当課長が行う
- ※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各検査項目毎の採点は、別紙工事成績採点の検査項目別運用表による
- ※6 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																																																																				
建2	建2																																																																																																																																																																				
項目別評定内訳書	項目別評定内訳書																																																																																																																																																																				
検査年月日:	検査年月日:																																																																																																																																																																				
米子市	米子市																																																																																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工事名</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">請負業者名</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">審査項目</th> <th style="text-align: center;">評定点</th> <th style="text-align: center;">／</th> <th style="text-align: center;">満点</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">細別</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 施工体制</td> <td>I 施工体制一般</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.3</td> </tr> <tr> <td>II 配置技術者</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2 施工状況</td> <td>I 施工管理</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">13.0</td> </tr> <tr> <td>II 工程管理</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">8.1</td> </tr> <tr> <td>III 安全対策</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">8.8</td> </tr> <tr> <td>IV 対外関係</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 出来形及び出来ばえ</td> <td>I 出来形</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">14.9</td> </tr> <tr> <td>II 品質</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">17.4</td> </tr> <tr> <td>III 出来ばえ</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">8.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 工事特性</td> <td></td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">7.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 創意工夫</td> <td></td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 社会性等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">評定点小計</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">100.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 法令遵守等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">評定点</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> </tbody> </table>	工事名				請負業者名				審査項目		評定点	／	満点	項目	細別				1 施工体制	I 施工体制一般	／		3.3	II 配置技術者	／		4.1	2 施工状況	I 施工管理	／		13.0	II 工程管理	／		8.1	III 安全対策	／		8.8	IV 対外関係	／		3.7	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／		14.9	II 品質	／		17.4	III 出来ばえ	／		8.5	4 工事特性		／		7.3	5 創意工夫		／		5.7	6 社会性等		／		5.2	評定点小計		／		100.0	7 法令遵守等					評定点				点	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工事名</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">請負業者名</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">審査項目</th> <th style="text-align: center;">評定点</th> <th style="text-align: center;">／</th> <th style="text-align: center;">満点</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">細別</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 施工体制</td> <td>I 施工体制一般</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.2</td> </tr> <tr> <td>II 配置技術者</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2 施工状況</td> <td>I 施工管理</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">11.7</td> </tr> <tr> <td>II 工程管理</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">9.3</td> </tr> <tr> <td>III 安全対策</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10.7</td> </tr> <tr> <td>IV 対外関係</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 出来形及び出来ばえ</td> <td>I 出来形</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">12.7</td> </tr> <tr> <td>II 品質</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">13.1</td> </tr> <tr> <td>III 出来ばえ</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">12.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 自然・社会条件、社会性等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">7.8</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">評定点小計</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">100.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 法令遵守等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">評定点</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> </tbody> </table>	工事名				請負業者名				審査項目		評定点	／	満点	項目	細別				1 施工体制	I 施工体制一般	／		3.2	II 配置技術者	／		3.8	2 施工状況	I 施工管理	／		11.7	II 工程管理	／		9.3	III 安全対策	／		10.7	IV 対外関係	／		3.4	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／		12.7	II 品質	／		13.1	III 出来ばえ	／		12.5	4 自然・社会条件、社会性等		／		7.8	評定点小計		／		100.0	5 法令遵守等					評定点				点
工事名																																																																																																																																																																					
請負業者名																																																																																																																																																																					
審査項目		評定点	／	満点																																																																																																																																																																	
項目	細別																																																																																																																																																																				
1 施工体制	I 施工体制一般	／		3.3																																																																																																																																																																	
	II 配置技術者	／		4.1																																																																																																																																																																	
2 施工状況	I 施工管理	／		13.0																																																																																																																																																																	
	II 工程管理	／		8.1																																																																																																																																																																	
	III 安全対策	／		8.8																																																																																																																																																																	
	IV 対外関係	／		3.7																																																																																																																																																																	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／		14.9																																																																																																																																																																	
	II 品質	／		17.4																																																																																																																																																																	
	III 出来ばえ	／		8.5																																																																																																																																																																	
4 工事特性		／		7.3																																																																																																																																																																	
5 創意工夫		／		5.7																																																																																																																																																																	
6 社会性等		／		5.2																																																																																																																																																																	
評定点小計		／		100.0																																																																																																																																																																	
7 法令遵守等																																																																																																																																																																					
評定点				点																																																																																																																																																																	
工事名																																																																																																																																																																					
請負業者名																																																																																																																																																																					
審査項目		評定点	／	満点																																																																																																																																																																	
項目	細別																																																																																																																																																																				
1 施工体制	I 施工体制一般	／		3.2																																																																																																																																																																	
	II 配置技術者	／		3.8																																																																																																																																																																	
2 施工状況	I 施工管理	／		11.7																																																																																																																																																																	
	II 工程管理	／		9.3																																																																																																																																																																	
	III 安全対策	／		10.7																																																																																																																																																																	
	IV 対外関係	／		3.4																																																																																																																																																																	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／		12.7																																																																																																																																																																	
	II 品質	／		13.1																																																																																																																																																																	
	III 出来ばえ	／		12.5																																																																																																																																																																	
4 自然・社会条件、社会性等		／		7.8																																																																																																																																																																	
評定点小計		／		100.0																																																																																																																																																																	
5 法令遵守等																																																																																																																																																																					
評定点				点																																																																																																																																																																	
※端数処理のため各細別の合計が評定点と一致しない場合があります。	※端数処理のため各細別の合計が評定点と一致しない場合があります																																																																																																																																																																				

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後						改正前								
建3-1①		1 施工体制				【監督員】	建3-1①		1 施工体制				【監督員】	
考査項目	細別	a	b	c	d	e	考査項目	細別	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<p>施工体制が優れている</p> <p>施工体制が良好である</p> <p>施工体制が適切である</p> <p>施工体制がやや不適切である</p> <p>施工体制が不適切である</p>					<p>施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。</p> <p>施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	1. 施工体制	I. 施工体制一般	<p>-</p> <p>施工体制が適切である</p> <p>他の事項に該当しない</p> <p>施工体制がやや不備である</p> <p>施工体制が不備である</p>				
		<p>評価対象項目</p> <p>1 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。</p> <p>2 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p>3 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p>4 現場の施工体制(品質管理及び安全管理を含む。)が、書面と一致している。</p> <p>5 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。</p> <p>6 元請負業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。</p> <p>7 現場における施工体制に対し、会社による十分な支援体制を整え実施している。</p> <p>8 その他</p> <p>理由:</p>	<p>評価対象項目</p> <p>10 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示をおこなった。</p> <p>※上記に該当した場合は○</p>											
		<p>該当項目が90%以上.....a ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満.....b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満.....c ③評価値(%)=評価数/対象評価項目数×100</p> <p>該当項目が60%未満.....d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p>							<p>該当項目が90%以上.....b ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が60~80%未満.....c ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%未満.....d ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>					
	II. 配置技術者(現場代理人等)	<p>配置技術者として優れている</p> <p>配置技術者として良好である</p> <p>配置技術者として適切である</p> <p>配置技術者としてやや不適切である</p> <p>配置技術者として不適切である</p>					<p>配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。</p> <p>配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	II. 配置技術者(現場代理人等)	II. 配置技術者(現場代理人等)	<p>a</p> <p>b</p> <p>c</p> <p>d</p> <p>e</p>				
		<p>評価対象項目</p> <p>1 現場代理人として、工事全体の把握ができています。</p> <p>2 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。</p> <p>3 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。</p> <p>4 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。</p> <p>5 書類及び資料が適切に整理されている。</p> <p>6 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。</p> <p>7 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。</p> <p>8 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。</p> <p>9 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。</p> <p>10 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。</p> <p>11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。</p> <p>12 その他</p> <p>理由:</p>	<p>評価対象項目</p> <p>13 現場代理人等の配置技術者が不備で、監督職員から改善指示を行った。</p> <p>14 現場代理人が常駐していない。</p> <p>15 下請けについて実質関与していない。</p> <p>16 専門技術者が配置されていない。</p> <p>※上記に1項目でも該当があればd</p> <p>※2項目以上該当した場合はd又はe</p> <p>※14、15に該当した場合は○</p>											
		<p>該当項目が90%以上.....a ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満.....b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満.....c ③評価値(%)=評価数/対象評価項目数×100</p> <p>該当項目が60%未満.....d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>※1 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工するときは、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。</p> <p>なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。</p> <p>※2 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条による。</p>							<p>該当項目が90%以上.....a ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が80~90%未満.....b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60~80%未満.....c ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>該当項目が60%未満.....d ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>					

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に規定に、赤字で示すように改正する。

建3-1②		改正後																																																																																																																																																																																																																																						
		2 施工状況																																																																																																																																																																																																																																						
		【監督員】																																																																																																																																																																																																																																						
調査項目	細別	a	b	c	d	e																																																																																																																																																																																																																																		
2. 施工状況	I. 施工管理	<table border="1"> <tr> <td>施工管理が優れている</td> <td>施工管理が良好である</td> <td>施工管理が適切である</td> <td>施工管理がやや不適切である</td> <td>施工管理が不適切である</td> </tr> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。</td> <td rowspan="2">施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td> <td rowspan="2">施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む。）に提出されている。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">施工計画書に、出来形・品質管理のための記載がある。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">施工図作成に当たり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工事打合せ書等の工事記録の整備が適時に行われている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">一工程の施工の検査・確認の報告が適時に行われている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場内での整理整頓が日常的に行われている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達計画及び搬入後の管理が適切である。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">社内検査が計画的に行われている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="3">独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取組が、適切に行われている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"> <p>該当項目が90%以上……………a ①〇印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満……………c ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤〇印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II. 工程管理</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td>工程管理が優れている</td> <td>工程管理が良好である</td> <td>工程管理が適切である</td> <td>工程管理がやや不適切である</td> <td>工程管理が不適切である</td> </tr> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。</td> <td rowspan="2">工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。</td> <td rowspan="2">工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場又は施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="3">受注者の責による夜間や休日の作業がない。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">休日・代休の確保を行っている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="3">近隣住民（入居官署等を含む。）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"> <p>該当項目が90%以上……………a ①〇印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満……………c ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤〇印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。</p> </td> </tr> </table></td></tr></table>					施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である	評価対象項目					1	<input type="checkbox"/>	契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。			施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	2	<input type="checkbox"/>	施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む。）に提出されている。			3	<input type="checkbox"/>	施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。					4	<input type="checkbox"/>	施工計画書に、出来形・品質管理のための記載がある。					5	<input type="checkbox"/>	施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。					6	<input type="checkbox"/>	施工図作成に当たり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。					7	<input type="checkbox"/>	工事打合せ書等の工事記録の整備が適時に行われている。					8	<input type="checkbox"/>	施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。					9	<input type="checkbox"/>	一工程の施工の検査・確認の報告が適時に行われている。					10	<input type="checkbox"/>	現場内での整理整頓が日常的に行われている。					11	<input type="checkbox"/>	使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達計画及び搬入後の管理が適切である。					12	<input type="checkbox"/>	社内検査が計画的に行われている。					13	<input checked="" type="checkbox"/>	独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。					14	<input type="checkbox"/>	低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。					15	<input type="checkbox"/>	建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取組が、適切に行われている。					16	<input type="checkbox"/>	その他							理由:							<p>該当項目が90%以上……………a ①〇印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満……………c ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤〇印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。</p>					II. 工程管理		<table border="1"> <tr> <td>工程管理が優れている</td> <td>工程管理が良好である</td> <td>工程管理が適切である</td> <td>工程管理がやや不適切である</td> <td>工程管理が不適切である</td> </tr> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。</td> <td rowspan="2">工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。</td> <td rowspan="2">工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場又は施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="3">受注者の責による夜間や休日の作業がない。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">休日・代休の確保を行っている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="3">近隣住民（入居官署等を含む。）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"> <p>該当項目が90%以上……………a ①〇印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満……………c ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤〇印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。</p> </td> </tr> </table>					工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である	評価対象項目					1	<input type="checkbox"/>	実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。			工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。	2	<input type="checkbox"/>	現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。			3	<input type="checkbox"/>	工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。					4	<input type="checkbox"/>	現場又は施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。					5	<input checked="" type="checkbox"/>	工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。					6	<input checked="" type="checkbox"/>	受注者の責による夜間や休日の作業がない。					7	<input type="checkbox"/>	休日・代休の確保を行っている。					8	<input checked="" type="checkbox"/>	近隣住民（入居官署等を含む。）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。					9	<input type="checkbox"/>	その他							理由:							<p>該当項目が90%以上……………a ①〇印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満……………c ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤〇印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。</p>				
		施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である																																																																																																																																																																																																																																		
評価対象項目																																																																																																																																																																																																																																								
1	<input type="checkbox"/>	契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。			施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。																																																																																																																																																																																																																																		
2	<input type="checkbox"/>	施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む。）に提出されている。																																																																																																																																																																																																																																						
3	<input type="checkbox"/>	施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。																																																																																																																																																																																																																																						
4	<input type="checkbox"/>	施工計画書に、出来形・品質管理のための記載がある。																																																																																																																																																																																																																																						
5	<input type="checkbox"/>	施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。																																																																																																																																																																																																																																						
6	<input type="checkbox"/>	施工図作成に当たり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。																																																																																																																																																																																																																																						
7	<input type="checkbox"/>	工事打合せ書等の工事記録の整備が適時に行われている。																																																																																																																																																																																																																																						
8	<input type="checkbox"/>	施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。																																																																																																																																																																																																																																						
9	<input type="checkbox"/>	一工程の施工の検査・確認の報告が適時に行われている。																																																																																																																																																																																																																																						
10	<input type="checkbox"/>	現場内での整理整頓が日常的に行われている。																																																																																																																																																																																																																																						
11	<input type="checkbox"/>	使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達計画及び搬入後の管理が適切である。																																																																																																																																																																																																																																						
12	<input type="checkbox"/>	社内検査が計画的に行われている。																																																																																																																																																																																																																																						
13	<input checked="" type="checkbox"/>	独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。																																																																																																																																																																																																																																						
14	<input type="checkbox"/>	低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。																																																																																																																																																																																																																																						
15	<input type="checkbox"/>	建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取組が、適切に行われている。																																																																																																																																																																																																																																						
16	<input type="checkbox"/>	その他																																																																																																																																																																																																																																						
		理由:																																																																																																																																																																																																																																						
		<p>該当項目が90%以上……………a ①〇印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満……………c ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤〇印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。</p>																																																																																																																																																																																																																																						
II. 工程管理		<table border="1"> <tr> <td>工程管理が優れている</td> <td>工程管理が良好である</td> <td>工程管理が適切である</td> <td>工程管理がやや不適切である</td> <td>工程管理が不適切である</td> </tr> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。</td> <td rowspan="2">工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。</td> <td rowspan="2">工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場又は施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="3">受注者の責による夜間や休日の作業がない。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">休日・代休の確保を行っている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="3">近隣住民（入居官署等を含む。）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"> <p>該当項目が90%以上……………a ①〇印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満……………c ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤〇印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。</p> </td> </tr> </table>					工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である	評価対象項目					1	<input type="checkbox"/>	実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。			工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。	2	<input type="checkbox"/>	現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。			3	<input type="checkbox"/>	工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。					4	<input type="checkbox"/>	現場又は施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。					5	<input checked="" type="checkbox"/>	工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。					6	<input checked="" type="checkbox"/>	受注者の責による夜間や休日の作業がない。					7	<input type="checkbox"/>	休日・代休の確保を行っている。					8	<input checked="" type="checkbox"/>	近隣住民（入居官署等を含む。）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。					9	<input type="checkbox"/>	その他							理由:							<p>該当項目が90%以上……………a ①〇印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満……………c ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤〇印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。</p>																																																																																																																																																	
		工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である																																																																																																																																																																																																																																		
評価対象項目																																																																																																																																																																																																																																								
1	<input type="checkbox"/>	実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。			工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。																																																																																																																																																																																																																																		
2	<input type="checkbox"/>	現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。																																																																																																																																																																																																																																						
3	<input type="checkbox"/>	工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。																																																																																																																																																																																																																																						
4	<input type="checkbox"/>	現場又は施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。																																																																																																																																																																																																																																						
5	<input checked="" type="checkbox"/>	工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。																																																																																																																																																																																																																																						
6	<input checked="" type="checkbox"/>	受注者の責による夜間や休日の作業がない。																																																																																																																																																																																																																																						
7	<input type="checkbox"/>	休日・代休の確保を行っている。																																																																																																																																																																																																																																						
8	<input checked="" type="checkbox"/>	近隣住民（入居官署等を含む。）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。																																																																																																																																																																																																																																						
9	<input type="checkbox"/>	その他																																																																																																																																																																																																																																						
		理由:																																																																																																																																																																																																																																						
		<p>該当項目が90%以上……………a ①〇印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満……………c ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤〇印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。</p>																																																																																																																																																																																																																																						

建3-1②		改正前																																																																																																																																																																																																										
		2 施工状況																																																																																																																																																																																																										
		【監督員】																																																																																																																																																																																																										
調査項目	細別	a	b	c	d	e																																																																																																																																																																																																						
2. 施工状況	I. 施工管理	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>施工管理が適切である</td> <td>他の事項に該当しない</td> <td>施工管理がやや不備である</td> <td>施工管理が不備である</td> </tr> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている</td> <td rowspan="2">18 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">施工計画書と現場施工方法、施工体制等が一致しており、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている</td> <td>19 施工計画書が工事着手前に提出されていない</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">品質確保のための対策がみられる</td> <td>20 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">市内産資材等の使用を行い、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督職員と協議している</td> <td>21 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">施工図、機器製作図が作成されている（橋梁、機器製作工事等が対象）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">日常の出来形管理が、的確に行われている</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">日常の品質管理が、的確に行われている</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場内での整理整頓が日常的になされている</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">使用材料等の品質保証書等及び工事記録写真等が適切に整理されている</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工事記録の整備が、的確になされている</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">立会、段階確認の手続きが適切に行われている</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">建設廃棄物の適正な処分及びリサイクルへの取り組みが適切にされている</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">米子市環境マネジメントシステムに基づく施工及び運用に協力している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"> <p>該当項目が80%以上……………b ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が60~80%未満……………c ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%未満……………d ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II. 工程管理</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td>工程管理が適切である</td> <td>工程管理がほぼ適切である</td> <td>他の事項に該当しない</td> <td>工程管理がやや不備である</td> <td>工程管理が不備である</td> </tr> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。</td> <td rowspan="2">7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった（但し、改善指示による場合を除く）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場条件への変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。</td> <td>8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">休日の確保を行っている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工程表の内容が検討され充実している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"> <p>該当項目が90%以上……………a ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が80~90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60~80%未満……………c ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"> <p>※上記に1項目でも該当があればd</p> <p>※上記に2項目以上該当した場合はe</p> </td> </tr> </table></td></tr></table>					-	施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	評価対象項目					1	<input type="checkbox"/>	設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている			18 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った	2	<input type="checkbox"/>	施工計画書と現場施工方法、施工体制等が一致しており、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている			3	<input type="checkbox"/>	工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている			19 施工計画書が工事着手前に提出されていない	4	<input type="checkbox"/>	品質確保のための対策がみられる			20 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った	5	<input type="checkbox"/>	市内産資材等の使用を行い、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督職員と協議している			21 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った	6	<input type="checkbox"/>	施工図、機器製作図が作成されている（橋梁、機器製作工事等が対象）				7	<input type="checkbox"/>	日常の出来形管理が、的確に行われている				8	<input type="checkbox"/>	日常の品質管理が、的確に行われている				9	<input type="checkbox"/>	現場内での整理整頓が日常的になされている				10	<input type="checkbox"/>	使用材料等の品質保証書等及び工事記録写真等が適切に整理されている				11	<input type="checkbox"/>	工事記録の整備が、的確になされている				12	<input type="checkbox"/>	立会、段階確認の手続きが適切に行われている				13	<input type="checkbox"/>	現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる				14	<input type="checkbox"/>	建設廃棄物の適正な処分及びリサイクルへの取り組みが適切にされている				15	<input type="checkbox"/>	工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している				16	<input type="checkbox"/>	米子市環境マネジメントシステムに基づく施工及び運用に協力している				17	<input type="checkbox"/>	その他						理由:							<p>該当項目が80%以上……………b ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が60~80%未満……………c ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%未満……………d ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>					II. 工程管理		<table border="1"> <tr> <td>工程管理が適切である</td> <td>工程管理がほぼ適切である</td> <td>他の事項に該当しない</td> <td>工程管理がやや不備である</td> <td>工程管理が不備である</td> </tr> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。</td> <td rowspan="2">7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった（但し、改善指示による場合を除く）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場条件への変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。</td> <td>8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">休日の確保を行っている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工程表の内容が検討され充実している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"> <p>該当項目が90%以上……………a ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が80~90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60~80%未満……………c ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"> <p>※上記に1項目でも該当があればd</p> <p>※上記に2項目以上該当した場合はe</p> </td> </tr> </table>					工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である	評価対象項目					1	<input type="checkbox"/>	フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。			7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった（但し、改善指示による場合を除く）	2	<input type="checkbox"/>	時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。			3	<input type="checkbox"/>	現場条件への変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。			8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った	4	<input type="checkbox"/>	休日の確保を行っている。				5	<input type="checkbox"/>	工程表の内容が検討され充実している。				6	<input type="checkbox"/>	その他						理由:							<p>該当項目が90%以上……………a ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が80~90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60~80%未満……………c ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>							<p>※上記に1項目でも該当があればd</p> <p>※上記に2項目以上該当した場合はe</p>				
		-	施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である																																																																																																																																																																																																						
評価対象項目																																																																																																																																																																																																												
1	<input type="checkbox"/>	設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている			18 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った																																																																																																																																																																																																							
2	<input type="checkbox"/>	施工計画書と現場施工方法、施工体制等が一致しており、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている																																																																																																																																																																																																										
3	<input type="checkbox"/>	工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている			19 施工計画書が工事着手前に提出されていない																																																																																																																																																																																																							
4	<input type="checkbox"/>	品質確保のための対策がみられる			20 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った																																																																																																																																																																																																							
5	<input type="checkbox"/>	市内産資材等の使用を行い、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督職員と協議している			21 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った																																																																																																																																																																																																							
6	<input type="checkbox"/>	施工図、機器製作図が作成されている（橋梁、機器製作工事等が対象）																																																																																																																																																																																																										
7	<input type="checkbox"/>	日常の出来形管理が、的確に行われている																																																																																																																																																																																																										
8	<input type="checkbox"/>	日常の品質管理が、的確に行われている																																																																																																																																																																																																										
9	<input type="checkbox"/>	現場内での整理整頓が日常的になされている																																																																																																																																																																																																										
10	<input type="checkbox"/>	使用材料等の品質保証書等及び工事記録写真等が適切に整理されている																																																																																																																																																																																																										
11	<input type="checkbox"/>	工事記録の整備が、的確になされている																																																																																																																																																																																																										
12	<input type="checkbox"/>	立会、段階確認の手続きが適切に行われている																																																																																																																																																																																																										
13	<input type="checkbox"/>	現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる																																																																																																																																																																																																										
14	<input type="checkbox"/>	建設廃棄物の適正な処分及びリサイクルへの取り組みが適切にされている																																																																																																																																																																																																										
15	<input type="checkbox"/>	工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している																																																																																																																																																																																																										
16	<input type="checkbox"/>	米子市環境マネジメントシステムに基づく施工及び運用に協力している																																																																																																																																																																																																										
17	<input type="checkbox"/>	その他																																																																																																																																																																																																										
		理由:																																																																																																																																																																																																										
		<p>該当項目が80%以上……………b ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が60~80%未満……………c ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%未満……………d ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																																																																																																																																																																																																										
II. 工程管理		<table border="1"> <tr> <td>工程管理が適切である</td> <td>工程管理がほぼ適切である</td> <td>他の事項に該当しない</td> <td>工程管理がやや不備である</td> <td>工程管理が不備である</td> </tr> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。</td> <td rowspan="2">7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった（但し、改善指示による場合を除く）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">現場条件への変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。</td> <td>8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">休日の確保を行っている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">工程表の内容が検討され充実している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"> <p>該当項目が90%以上……………a ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が80~90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60~80%未満……………c ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5"> <p>※上記に1項目でも該当があればd</p> <p>※上記に2項目以上該当した場合はe</p> </td> </tr> </table>					工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である	評価対象項目					1	<input type="checkbox"/>	フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。			7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった（但し、改善指示による場合を除く）	2	<input type="checkbox"/>	時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。			3	<input type="checkbox"/>	現場条件への変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。			8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った	4	<input type="checkbox"/>	休日の確保を行っている。				5	<input type="checkbox"/>	工程表の内容が検討され充実している。				6	<input type="checkbox"/>	その他						理由:							<p>該当項目が90%以上……………a ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が80~90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60~80%未満……………c ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>							<p>※上記に1項目でも該当があればd</p> <p>※上記に2項目以上該当した場合はe</p>																																																																																																																																								
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である																																																																																																																																																																																																						
評価対象項目																																																																																																																																																																																																												
1	<input type="checkbox"/>	フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。			7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった（但し、改善指示による場合を除く）																																																																																																																																																																																																							
2	<input type="checkbox"/>	時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。																																																																																																																																																																																																										
3	<input type="checkbox"/>	現場条件への変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。			8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った																																																																																																																																																																																																							
4	<input type="checkbox"/>	休日の確保を行っている。																																																																																																																																																																																																										
5	<input type="checkbox"/>	工程表の内容が検討され充実している。																																																																																																																																																																																																										
6	<input type="checkbox"/>	その他																																																																																																																																																																																																										
		理由:																																																																																																																																																																																																										
		<p>該当項目が90%以上……………a ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が80~90%未満……………b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60~80%未満……………c ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>該当項目が60%未満……………d ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																																																																																																																																																																																																										
		<p>※上記に1項目でも該当があればd</p> <p>※上記に2項目以上該当した場合はe</p>																																																																																																																																																																																																										

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後						改正前																				
建3-1④		3 出来形及び出来ばえ				【監督員】		建3-1④		3 出来形及び出来ばえ				【監督員】												
審査項目	細別	出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である	審査項目	細別	a	b	c	d	e													
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	a					b					c					d					e				
		削除 (3.2.7)					評価対象項目																			
		1 承諾図等が、設計図書を満足している。					出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。					工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。														
		2 施工図等が、設計図書を満足している。																								
		3 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。																								
		4 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。																								
		5 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。																								
		6 出来形の管理方法を工夫している。																								
		7 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。																								
		8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。																								
9 その他																										
理由:																										
該当項目が90%以上.....a					①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。																					
該当項目が80%以上90%未満...b					②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。																					
該当項目が60%以上80%未満...c					③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100																					
該当項目が60%未満.....d					④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。																					
					⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。																					

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		改正前	
建3-1⑤		建3-1④	
3 出来形及び出来ばえ		3 出来形及び出来ばえ	
【監督員】		【監督員】	
II. 品質	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である
品質がやや不適切である	品質が不適切である	品質が不適切である	品質が不適切である
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 建築物 工事比率 0.00	1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が適切である。 3 施工の各段階における完了時の品質が適切である。 4 躯体工事における施工の品質が良好である。 5 内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整理されている。 7 その他 理由:	1 品質の管理に関して、監督員から文書で改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。	1 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある 2 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている 3 施工の品質・形状が良好な施工である 4 不可視部分の写真記録が適切である 5 品質や性能確保のための政策着手前の技術検討が充分行われ、内容が確認できる 6 材料の品質照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認でき、満足している 7 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している 8 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している 9 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、満足している 10 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、満足している 11 製品の機能、性能管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、満足している 12 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している 13 設備の総合性能が設計書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している 14 その他 理由:
	該当項目が90%以上………a 該当項目が80%以上90%未満……b 該当項目が60%以上80%未満……c 該当項目が60%未満………d ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. テザインビルト方式等で建築物・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は、1.0とする。 ※4. 解体工事の場合は評価しない。(評価対象項目の該当項目がないことから、基準点c評価とする。)	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	該当項目が90%程度以上……a 該当項目が80～90%程度……b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満………d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = () / () × 100 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後					改正前																				
建3-1⑥		3 出来形及び出来ばえ			【監督員】		建3-1④		3 出来形及び出来ばえ			【監督員】													
検査項目	細別	a	b	c	d	e	検査項目	工種	a	b	c	d	e												
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 電気設備工事 受変電設備工事	品質管理が優れている	品質管理が良好である	品質管理が適切である	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 建築工事 機械設備工事 電気設備工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である												
		評価対象項目							評価対象項目																
		1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。	2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。	3 品質確認記録の内容が適切である。	4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。	5 機材及び施工の品質が良好である。	6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整理されている。	7 その他		1 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある	2 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている	3 施工の品質・形状が良好な施工である	4 不可視部分の写真記録が適切である	5 品質や性能確保のための政策着手前の技術検討が充分行われ、内容が確認できる	6 材料の品質照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認でき、満足している	7 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している	8 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している	9 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、満足している	10 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、満足している	11 製品の機能、性能管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、満足している	12 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している	13 設備の総合性能が設計書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している	14 その他		
	工事比率 0.00																								
		理由:							理由:																
		<p>該当項目が90%以上・・・・・・a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満・・・b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満・・・c</p> <p>該当項目が60%未満・・・・・・d</p> <p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。</p> <p>※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>※3. テザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は、1.0とする。</p>					<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%) = 評価数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p>							<p>該当項目が90%程度以上・・・a</p> <p>該当項目が80～90%程度・・・b</p> <p>該当項目が60～80%未満・・・c</p> <p>該当項目が60%未満・・・・・・d</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>											

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後						改正前										
建3-1⑦		3 出来形及び出来ばえ				【監督員】		建3-1④		3 出来形及び出来ばえ				【監督員】		
審査項目	細別	a	b	c	d	e	審査項目	工種	a	b	c	d	e			
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	品質管理が優れている					品質管理が良好である	品質管理が適切である					品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である		
		削除	評価対象項目					削除	評価対象項目					削除	評価対象項目	
			1	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。			品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「e」より上位の評価とすることができる。	契約書第17条に基づき、監督員が改進黨求を行った。		1	品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある			15 監督職員が文書で改善指示を行った	16 契約書に基づき破壊検査を行った	
			2	品質確認記録の内容が適切である。						2	請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている					
			3	施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。						3	施工の品質・形状が良好な施工である					
			4	システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。						4	不可視部分の写真記録が適切である					
			5	機材及び施工の品質が良好である。						5	品質や性能確保のための政策着手前の技術検討が充分詳され、内容が確認できる					
			6	不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整理されている。						6	材料の品質照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認でき、満足している					
			7	その他						7	部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している					
			理由:						8	機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している						
	<p>該当項目が90%以上.....a ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満...b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満...c ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満.....d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p>						9	溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、満足している								
	<p>※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法(昭和24年法律第100号)における機械器具設置工事をいう。</p> <p>※2. 目的物の品質の水準を評価すること。</p> <p>※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>※4. テインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によつてよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は、1.0とする。</p>						10	塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、満足している								
							11	製品の機能、性能管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、満足している								
							12	操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している								
							13	設備の総合性能が設計書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している								
							14	その他								
							理由:									
							<p>該当項目が90%程度以上...a ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が80~90%程度...b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60~80%未満...c ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p> <p>該当項目が60%未満...d ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>									

次の表を追加する。

建3-1⑧

審査項目	評価対象項目		
5. 創意工夫	<p>■準備・後片付け関係</p>	<p>1 測量・位置出しにおける工夫</p> <p>2 現地調査方法の工夫</p> <p>3 その他</p> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>	
	<p>■施工関係</p>	<p>4 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫</p> <p>5 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少又はリサイクルに対する積極的な取組</p> <p>6 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫</p> <p>7 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫</p> <p>8 電気設備工事等の配線、配管等の工夫</p> <p>9 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫</p> <p>10 照明・視界確保等の工夫</p> <p>11 仮排水、仮設道路、迂回路等の計画・施工の工夫</p> <p>12 運搬車両・施工機械等の工夫</p> <p>13 型枠、足場、山留め等の仮設工関係の工夫</p> <p>14 施工管理及び品質向上等の工夫</p> <p>15 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫</p> <p>16 仮設施工等の工夫</p> <p>17 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫</p> <p>18 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫</p> <p>19 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫</p> <p>20 その他</p> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>	
	<p>■品質関係</p>	<p>21 集計ソフト等の活用と工夫</p> <p>22 躯体工事の品質管理の工夫</p> <p>23 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫</p> <p>24 施工の検査・試験に関する工夫</p> <p>25 品質記録方法の工夫</p> <p>26 その他</p> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>	
	<p>■安全衛生関係</p>	<p>27 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p>28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</p> <p>29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫</p> <p>30 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理又は粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</p> <p>31 周辺道路等の事故防止又は一般交通確保等のための工夫</p> <p>32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</p> <p>33 作業時における作業環境改善等の工夫</p> <p>34 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</p> <p>35 その他</p> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>	
	<p>■施工管理関係</p>	<p>【出来形の管理等に関する工夫】</p> <p>36 施工計画書又は写真記録等に関する工夫</p> <p>37 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</p> <p>38 CAD、施工管理ソフト等の活用</p> <p>39 CALSを活用した施工管理の工夫</p> <p>40 その他</p> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>	
	<p>■その他</p>	<p>【新技術活用】</p> <p>41 新工法、新技術として有効であると認められる工夫</p> <p>理由:</p> <p>【評価技術事例】</p> <p>42 施工及び工法等の優れた技術力として評価する技術</p> <p>理由:</p> <p>43 その他</p> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>	
	(最大 7点)	評点	0

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。
 なお、課長が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
 ※4. 入札時の総合評価の提言に係る項目は評価しない。
 ※5. 評価した内容を詳細評価内容欄に記載する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後						改正前									
建3-2①		2 施工状況				【課長】【検査員】		建3-2①		2 施工状況				【課長】	
調査項目	細別	a	b	c	d	e	調査項目	細別	a	b	c	d	e		
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である	2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管等がやや不備である	工程管理が不備である		
	削除 評価	評価対象項目				理由:		削除 評価	評価対象項目				理由:		
		1 現場又は施工条件の変更時による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 2 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 3 近隣住民(入居官署等を含む。)調整を積極的に行い、トラブルも少なく工期内に工事を完成させた。 4 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 5 その他							1 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた 2 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した 3 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた 4 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている 5 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた 6 その他						
		※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う(該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。) ※削除後に評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う(該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。) ※削除後に評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
	III. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である		III. 安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である		
	削除 評価	評価対象項目				理由:		削除 評価	評価対象項目				理由:		
		1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 2 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 3 安全衛生管理活動が、積極的に実施されている。 4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 5 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 6 その他							1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である 2 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる 3 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている 4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる 5 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している 6 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている 7 その他						
		※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う(該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。) ※削除後に評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う(該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。) ※削除後に評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後			改正前			
建3-2②	4 工事特性	【課長】【検査員】	建3-2②	4 自然・社会条件、社会性等	【課長】	
考查項目	評価対象項目		考查項目	評価対象事項		
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。	4. 自然・社会条件、社会性等	I. 社会性	地域貢献等	1 河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した
		1 延べ面積10,000㎡以上の建物				2 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護に積極的に取り組んだ
2 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物		3 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域等との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った				
3 大空間のホール等を有する建物		4 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った				
4 その他(理由:)	5 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した					
詳細評価内容:	6 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した					
評点(点)	7 その他(理由:)	7 その他(理由欄に理由を記入すること)	0	理由:	8 施工方法(工法)に関する新技術採用、特殊仕様(特殊仕上げ、免震構造等)、改修の場合は既存との競合度合いが複雑	
■建物固有の機能の難しさへの対応	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。	II. 技術特性	技術特性(工法等)	9 システムの多さと複合度合い(連携する工事種目が4以上)又は光ファイバーを使用するLAN設備がある【電気】	
		5 対象建物の耐震レベル			10 受変電設備容量500KVA以上の高圧閉鎖型配電盤、常用発電(非常用発電)150KVA以上、UPS設備、太陽光発電のいずれかがある【電気】	
		6 建物機能の特殊性	11 特殊システム(実験設備、特殊照明設備、特殊音響設備、特殊映像等)のいずれかがある【電気】			
		7 その他(理由:)	12 システムの多さと複合度合い(排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室有り:3項目以上)【機械】			
【評価技術事例】	13 一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水管等有り:2項目以上【機械】					
・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事	14 特殊システム(実験設備、蒸気設備、蓄熱設備、太陽熱利用設備、ゴミ処理設備、恒温恒温室等)かがある【機械】					
・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事	15 その他特に施工が難しい設備がある(改修の場合、詳細調査が必要な場合等)					
・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物	16 地下階数(地下2階以上)、地下階深度(地下1階で10m以上)、又は軟弱地盤					
詳細評価内容:	17 湧水の発生が多く、掘削作業時の影響が大きい					
評点(点)	18 雨・雪・風・気温等の影響	18 施工制約を及ぼす特殊な気象・海象条件	III. 自然条件	支持地盤 土留め・止水 気象 その他	19 地滑り等の地質条件等が厳しい、改修の場合は施工計画上詳細な調査が必要な場合等	
■建物固有の施工技術の難しさへの対応	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。			IV. 社会条件	仮設条件 地中障害物 騒音・振動 水質汚濁
		8 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合	21 地下埋設物等の地中内の作業障害物の対処が困難			
		9 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む。)の特殊性	22 周辺住民等に対する騒音、振動等の対処が困難で、特に慎重な対応が必要			
		10 制約条件があり、施工難度が特に高い場合	23 周辺水域環境に対する水質汚濁の対処が困難で、特に慎重な対応が必要			
11 その他(理由:)	【評価技術事例】	24 特に困難な調整を要する近接工区、他工事(他工区発注を含む。ただし、同一工区の工事は除く)の請負者が複数ある	V. マネジメント	他工区調整	25 近隣住民に対し、特に困難な対応が求められる	
・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事	・特殊な工法及び材料等を採用した工事	VI. 特性				住民対応 関係機関対応 工程管理 品質管理 安全管理
・特殊な設備システムを採用した工事	・免震装置を設ける工事		27 工期、工程が特に厳しい。改修工事で特に制約が多い	28 特に厳しい品質管理が必要		
・免震装置を設ける工事	・大規模な山留め工法が必要な工事	28 特に厳しい品質管理が必要	29 工事範囲が通行人等の動線と近接している			
・大規模な山留め工法が必要な工事	・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事	29 工事範囲が通行人等の動線と近接している				
・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事	・仮設備を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事					
詳細評価内容:	詳細評価内容:					
評点(点)	12 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)					
■厳しい自然・地盤条件への対応	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。	12 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)			
		12 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)	13 軟弱地盤、支持地盤の影響			
		13 軟弱地盤、支持地盤の影響	14 雨・雪・風・気温等の影響			
		14 雨・雪・風・気温等の影響	15 その他(理由:)			
15 その他(理由:)	【評価技術事例】					
【評価技術事例】	・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事					
・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事	・液化化対策工法や地盤改良を伴う工事					
・液化化対策工法や地盤改良を伴う工事	・冬期施工のため、大規模な雪囲冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事					
・冬期施工のため、大規模な雪囲冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事	詳細評価内容:					
評点(点)	16 地中埋設物等の作業障害					
■厳しい周辺環境、社会条件への対応	■厳しい周辺環境、社会条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。	16 地中埋設物等の作業障害			
		16 地中埋設物等の作業障害	17 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物			
		17 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物	18 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮			
		18 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	19 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮			
19 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	20 その他(理由:)					
20 その他(理由:)	【評価技術事例】					
【評価技術事例】	・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事					
・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事	・工事場所周辺に近接工区があり、困難な調整を要する工事					
・工事場所周辺に近接工区があり、困難な調整を要する工事						

※1 1項目1点とし、0~10点の範囲で評価する。

	・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事
	・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事
	・有線電気通信法(昭和28年法律第96号)による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	詳細評価内容:
評点(点)	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
■施工現場での対応	【長期工事における安全確保への対応】
	21 12か月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く。)
	【災害等での臨機の措置】
	22 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事
	【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】
	23 工事の実施に当たり各種の制約があり、肯定的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
	24 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
	25 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事
	26 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
	27 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事
	28 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
	29 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
	30 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事
	31 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
32 その他(理由:)	
	詳細評価内容:
評点(点)	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えてもよい。

※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考に評価する。

※4. チェックした評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後				改正前			
建3-2③		6 社会性等		建3-2②		4 自然・社会条件、社会性等	
		【課長】【検査員】				【課長】	
審査項目	項目	チェック	評価対象事項	審査項目	細別	項目	評価対象事項
6. 社会性等	地域への貢献等		1 災害時等に地域への救援活動等に協力した。	0	I. 社会性	地域貢献等	1 河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した
			2 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。				2 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護に積極的に取り組んだ
			3 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。				3 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域等との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った
			4 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。				4 定期的に広報紙や現場見学会等を等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った
			5 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。				5 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した
			6 その他(6 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した
			理由: 詳細評価内容:				7 その他(理由欄に理由を記入すること) 理由:
(評点)	点				II. 技術特性	技術特性(工法等)	8 施工方法(工法)に関する新技術採用、特殊仕様(特殊仕上げ、免震構造等)、改修の場合は既存との競合度合いが複雑
<p>※1. 加点は+10点~0点の範囲とする。</p> <p>※2. 1項目1点を目安とするが、内容によりそれ以上の点数を与えてもよい。(一項目最大2点までとし、チェック欄に点数を入力する。)</p> <p>※3. 課長又は検査員は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。</p> <p>※4. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。</p> <p>※5. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。</p> <p>※6. チェックした評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。</p>				<p>9 システムの多さと複合度合い(連携する工事種目が4以上)又は光ファイバーを使用するLAN設備がある【電気】</p> <p>10 受変電設備容量500KVA以上の高圧閉鎖型配電盤、常用発電(非常用発電)150KVA以上、UPS設備、太陽光発電のいずれかがある【電気】</p> <p>11 特殊システム(実験設備、特殊照明設備、特殊音響設備、特殊映像等)のいずれかがある【電気】</p> <p>12 システムの多さと複合度合い(排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室有り:3項目以上)【機械】</p> <p>13 一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水管等有り:2項目以上【機械】</p> <p>14 特殊システム(実験設備、蒸気設備、蓄熱設備、太陽熱利用設備、ゴミ処理設備、恒温恒湿室等)かがある【機械】</p> <p>15 その他特に施工が難しい設備がある(改修の場合、詳細調査が必要な場合等)</p>			
				<p>16 地下階数(地下2階以上)、地下階深度(地下1階で10m以上)、又は軟弱地盤</p>			
				<p>17 湧水の発生が多く、掘削作業時の影響が大きい</p>			
				<p>18 施工制約を及ぼす特殊な気象・海象条件</p>			
				<p>19 地滑り等の地質条件等が厳しい、改修の場合は施工計画に詳細な調査が必要な場合等</p>			
				<p>20 工事用道路、作業スペース等の制約が厳しい</p>			
				<p>21 地下埋設物等の地中内の作業障害物の対処が困難</p>			
				<p>22 周辺住民等に対する騒音、振動等の対処が困難で、特に慎重な対応が必要</p>			
				<p>23 周辺水域環境に対する水質汚濁の対処が困難で、特に慎重な対応が必要</p>			
				<p>24 特に困難な調整を要する近接工区、他工事(他工区発注を含む。ただし、同一工区の工事は除く)の請負者が複数ある</p>			
				<p>25 近隣住民に対し、特に困難な対応が求められる</p>			
				<p>26 関係機関に対し、特に慎重な対応が必要</p>			
				<p>27 工期、工程が特に厳しい。改修工事で特に制約が多い</p>			
				<p>28 特に厳しい品質管理が必要</p>			
				<p>29 工事範囲が通行人等の動線と近接している</p>			
				<p>28 特に厳しい品質管理が必要</p>			
				<p>29 工事範囲が通行人等の動線と近接している</p>			

※1 1項目1点とし、0~10点の範囲で評価する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																		
建3-2④ 7 法令遵守等 【課長】【検査員】	建3-2③ 5 法令遵守等 【課長】【検査員】																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">法令遵守等の該当項目一覧表</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">7. 法令遵守等</th> <th style="width:80%;">評価対象項目</th> <th style="width:10%;">点数</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">措置内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評点</td> <td>1 指名停止3か月以上</td> <td style="text-align: center;">-20点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 指名停止2か月以上3か月未満</td> <td style="text-align: center;">-15点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 指名停止1か月以上2か月未満</td> <td style="text-align: center;">-13点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 指名停止2週間以上1か月未満</td> <td style="text-align: center;">-10点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 文書による警告</td> <td style="text-align: center;">-8点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 上記項目該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>本評価項目で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合」に適用する。</p> <p>※1「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>※2「工事関係者」とは、※1を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び※1を施工するために下請負契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った。 <input type="checkbox"/> 労働者の 寄宿舎環境等について労働基準法(昭和2年法律第49号)上違反があり、送検等された。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反する不法投棄、砂利採取法(昭和43年法律第74号)に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 <input type="checkbox"/> 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請け、技術者の専任違反等 <input type="checkbox"/> 出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 <input type="checkbox"/> 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 監督又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 <input type="checkbox"/> 下請代金支払遅延防止法(昭和31年法律第120号)第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている、あるいはそれに類する行為がある。 <input type="checkbox"/> 過積載等の道路交通法(昭和35年法律第105号)違反により、逮捕又は送検等された。 <input type="checkbox"/> 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 <input type="checkbox"/> 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した、あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条に該当する砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害を起こした。 <input type="checkbox"/> 監督員から文書により改善指示を行ったが、これに従わなかった。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p> </td> </tr> </table>	法令遵守等の該当項目一覧表			7. 法令遵守等	評価対象項目	点数		措置内容		評点	1 指名停止3か月以上	-20点		2 指名停止2か月以上3か月未満	-15点		3 指名停止1か月以上2か月未満	-13点		4 指名停止2週間以上1か月未満	-10点		5 文書による警告	-8点		6 上記項目該当なし		<p>本評価項目で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合」に適用する。</p> <p>※1「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>※2「工事関係者」とは、※1を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び※1を施工するために下請負契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った。 <input type="checkbox"/> 労働者の 寄宿舎環境等について労働基準法(昭和2年法律第49号)上違反があり、送検等された。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反する不法投棄、砂利採取法(昭和43年法律第74号)に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 <input type="checkbox"/> 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請け、技術者の専任違反等 <input type="checkbox"/> 出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 <input type="checkbox"/> 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 監督又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 <input type="checkbox"/> 下請代金支払遅延防止法(昭和31年法律第120号)第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている、あるいはそれに類する行為がある。 <input type="checkbox"/> 過積載等の道路交通法(昭和35年法律第105号)違反により、逮捕又は送検等された。 <input type="checkbox"/> 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 <input type="checkbox"/> 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した、あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条に該当する砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害を起こした。 <input type="checkbox"/> 監督員から文書により改善指示を行ったが、これに従わなかった。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p>			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">法令遵守等の該当項目一覧表</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">5. 法令遵守等</th> <th style="width:80%;">評価対象項目</th> <th style="width:10%;">点数</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">措置内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評点</td> <td>1 指名停止3か月以上</td> <td style="text-align: center;">-20点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 指名停止2か月以上3か月未満</td> <td style="text-align: center;">-15点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 指名停止1か月以上2か月未満</td> <td style="text-align: center;">-13点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 指名停止2週間以上1か月未満</td> <td style="text-align: center;">-10点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 文書注意</td> <td style="text-align: center;">-8点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 口頭注意</td> <td style="text-align: center;">-5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)その他</td> <td style="text-align: center;">-3点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 上記項目該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>※1 本評価項目で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合」に適用する。</p> <p>※2「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>※3「工事関係者」とは、※2を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び※2を施工するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した <input type="checkbox"/> 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った <input type="checkbox"/> 寄宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した <input type="checkbox"/> 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 <input type="checkbox"/> 建設業法に違反する一括下請け、技術者の専任違反等の事実が判明した <input type="checkbox"/> 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた、あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した <input type="checkbox"/> 下請代金遅延防止法に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている、あるいはそれに類する行為がある <input type="checkbox"/> 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された <input type="checkbox"/> 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した <input type="checkbox"/> 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した、あるいは暴力団対策法第9条に記されている砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した <input type="checkbox"/> 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者の事故、又は重大な損害を与えた公衆損害を起こした <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p> </td> </tr> </table>	法令遵守等の該当項目一覧表			5. 法令遵守等	評価対象項目	点数		措置内容		評点	1 指名停止3か月以上	-20点		2 指名停止2か月以上3か月未満	-15点		3 指名停止1か月以上2か月未満	-13点		4 指名停止2週間以上1か月未満	-10点		5 文書注意	-8点		6 口頭注意	-5点		7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)その他	-3点		8 上記項目該当なし		<p>※1 本評価項目で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合」に適用する。</p> <p>※2「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>※3「工事関係者」とは、※2を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び※2を施工するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した <input type="checkbox"/> 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った <input type="checkbox"/> 寄宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した <input type="checkbox"/> 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 <input type="checkbox"/> 建設業法に違反する一括下請け、技術者の専任違反等の事実が判明した <input type="checkbox"/> 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた、あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した <input type="checkbox"/> 下請代金遅延防止法に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている、あるいはそれに類する行為がある <input type="checkbox"/> 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された <input type="checkbox"/> 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した <input type="checkbox"/> 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した、あるいは暴力団対策法第9条に記されている砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した <input type="checkbox"/> 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者の事故、又は重大な損害を与えた公衆損害を起こした <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p>		
法令遵守等の該当項目一覧表																																																																			
7. 法令遵守等	評価対象項目	点数																																																																	
	措置内容																																																																		
評点	1 指名停止3か月以上	-20点																																																																	
	2 指名停止2か月以上3か月未満	-15点																																																																	
	3 指名停止1か月以上2か月未満	-13点																																																																	
	4 指名停止2週間以上1か月未満	-10点																																																																	
	5 文書による警告	-8点																																																																	
	6 上記項目該当なし																																																																		
<p>本評価項目で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合」に適用する。</p> <p>※1「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>※2「工事関係者」とは、※1を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び※1を施工するために下請負契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った。 <input type="checkbox"/> 労働者の 寄宿舎環境等について労働基準法(昭和2年法律第49号)上違反があり、送検等された。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反する不法投棄、砂利採取法(昭和43年法律第74号)に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 <input type="checkbox"/> 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請け、技術者の専任違反等 <input type="checkbox"/> 出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 <input type="checkbox"/> 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 監督又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 <input type="checkbox"/> 下請代金支払遅延防止法(昭和31年法律第120号)第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている、あるいはそれに類する行為がある。 <input type="checkbox"/> 過積載等の道路交通法(昭和35年法律第105号)違反により、逮捕又は送検等された。 <input type="checkbox"/> 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 <input type="checkbox"/> 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した、あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条に該当する砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害を起こした。 <input type="checkbox"/> 監督員から文書により改善指示を行ったが、これに従わなかった。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p>																																																																			
法令遵守等の該当項目一覧表																																																																			
5. 法令遵守等	評価対象項目	点数																																																																	
	措置内容																																																																		
評点	1 指名停止3か月以上	-20点																																																																	
	2 指名停止2か月以上3か月未満	-15点																																																																	
	3 指名停止1か月以上2か月未満	-13点																																																																	
	4 指名停止2週間以上1か月未満	-10点																																																																	
	5 文書注意	-8点																																																																	
	6 口頭注意	-5点																																																																	
	7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)その他	-3点																																																																	
	8 上記項目該当なし																																																																		
<p>※1 本評価項目で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合」に適用する。</p> <p>※2「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>※3「工事関係者」とは、※2を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び※2を施工するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した <input type="checkbox"/> 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った <input type="checkbox"/> 寄宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した <input type="checkbox"/> 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 <input type="checkbox"/> 建設業法に違反する一括下請け、技術者の専任違反等の事実が判明した <input type="checkbox"/> 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた、あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した <input type="checkbox"/> 下請代金遅延防止法に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている、あるいはそれに類する行為がある <input type="checkbox"/> 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された <input type="checkbox"/> 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した <input type="checkbox"/> 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した、あるいは暴力団対策法第9条に記されている砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した <input type="checkbox"/> 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者の事故、又は重大な損害を与えた公衆損害を起こした <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p>																																																																			
<p>※ 適応事例及び評価対象項目にチェックする。なお、措置内容の「5、6、7」の該当項目で、該当項目がない場合は、参考までに監督員等の関係職員に聞き取りした上で、客観的に判断し評価する。</p>																																																																			

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に規定に、赤字で示すように改正する。

改正後						改正前									
建3-3①		2 施工状況				【検査員】		建3-3①		2 施工状況				【監督員】	
審査項目	細別	a	b	c	d	e	審査項目	細別	a	b	c	d	e		
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている		施工管理が良好である		施工管理が適切である		施工管理がやや不適切である		施工管理が不適切である		施工管理が不備である			
		評価対象項目										評価対象項目			
		1 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。				2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。						12 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改定請求を行った			
		3 施工計画書に、出来形・品質管理のための記載があり、管理のための方法が確認できる。				4 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。						13 設計図書に基づく施工所の義務につき、監督職員から文書により指示を行った			
		5 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。				6 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。									
		7 一工程の施工の検査・確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。				8 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。									
		9 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。				10 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。									
		11 工事の関係書類及び資料の整理が良い。				12 その他									
		理由:													
		該当項目が90%以上……………a		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。		該当項目が80%以上90%未満……………b		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		該当項目が60%以上80%未満……………c		③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100			
		該当項目が60%未満……………d		④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。								⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。			
												該当項目が90%以上……………a 該当項目が80～90%未満……………b 該当項目が60～80%未満……………c 該当項目が60未満……………d			
												①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。			

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する、

改正後									改正前														
建3-3②			3 出来形及び出来ばえ						【検査員】			建3-3②			3 出来形及び出来ばえ						【検査員】		
検査項目	細別		a	a'	b	b'	c	d	e	検査項目	細別		a	b	c	d	e						
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> フォット	評価対象項目						出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	出来形が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。	評価対象項目												
			1	承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。																			
			2	施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。																			
			3	施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。																			
			4	出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。																			
			5	出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。																			
			6	現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。																			
			7	現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。																			
			8	不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。																			
			9	解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。																			
10	その他																						
理由:									理由:														
該当項目が90%以上.....a			①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。						該当項目が90%程度以上...a			①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。											
該当項目が80%以上90%未満...a'			②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。						該当項目が80~90%程度...b			②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。											
該当項目が70%以上80%未満...b			③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100						該当項目が60~80%未満...c			③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数											
該当項目が60%以上70%未満...b'			④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。						該当項目が60%未満...d			④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。											
該当項目が50%以上60%未満...c			⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。																				
該当項目が50%未満.....d																							
※1. 出来形の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。																							

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後									改正前																
建3-3④									建3-3③																
3 出来形及び出来ばえ									3 出来形及び出来ばえ																
【検査員】									【検査員】																
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	考査項目	該当工事 チェック	工種	a	b	c	d	e									
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 電気設備工事 受変電設備工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である	3. 出来形及び出来ばえ		建築工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である									
		評価対象項目					評価対象項目					評価対象項目													
		1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。		2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が適切であることが確認できる。		3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。		4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。		5 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。		6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。		7 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。		8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。		9 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。		10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。		11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。		12 その他	
		理由:																							
		該当項目が90%以上………a		該当項目が90%以上90%未満……b		該当項目が70%以上80%未満……c		該当項目が60%以上70%未満……d		該当項目が50%以上60%未満……e		該当項目が90%程度以上……a		該当項目が80～90%程度……b		該当項目が60～80%未満……c		該当項目が60%未満………d							
		※1. 目的物の品質の水準を評価すること。		※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。		※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は、1.0とする。																			
		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		③評価値(%)=該当項目数/対象評価項目数×100		④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。		⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。															
		品質が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。																							
		品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。		又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。																					
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															
		品質管理が適切である		品質管理がほぼ適切である		他の事項に該当しない		品質管理がやや不備である		品質管理が不備である															

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後									改正前								
建3-3⑤ 3 出来形及び出来ばえ 【検査員】									建3-3③ 3 出来形及び出来ばえ 【検査員】								
審査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	審査項目	該当工事 チェック	工種	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である	3. 出来形及び出来ばえ		建築工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である	
		<p>評価対象項目</p> <p>1 機材の品質が、承認等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が適切であることが確認できる。</p> <p>3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p>4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。</p> <p>5 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p>7 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。</p> <p>9 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p>10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p>11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。</p> <p>12 その他</p> <p>理由:</p> <p>該当項目が90%以上………a</p> <p>該当項目が80%以上91%未満……a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満……b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満……b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満……c</p> <p>該当項目が50%未満………d</p> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%)=該当項目数/対象評価項目数×100</p> <p>④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。</p> <p>※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。</p> <p>※2. 目的物の品質の水準を評価すること。</p> <p>※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によつてよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は、1.0とする。</p>							<p>評価対象項目</p> <p>17 監督職員が文書で改善指示を行った</p> <p>18 検査員が検査時に軽易な指示等を行った</p> <p>19 契約書に基づき破壊検査を行った検査員が検査時に大々的な指示等を行った</p> <p>※17又は18に該当した場合はd</p> <p>※19に該当した場合はe</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>②削除項目のある部分は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>								
	工事比率 0.00										設備工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である	
		<p>評価対象項目</p> <p>1 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている</p> <p>2 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている</p> <p>3 施工の品質・形状が適切で良好な施工である</p> <p>4 施工完了時の試験及び記録が適切である</p> <p>5 機能の適切性が確認できる。試運転等の記録が整備されている</p> <p>6 不可視部分の写真記録が適切である</p> <p>7 監督職員が文書で改善指示を行った</p> <p>8 検査員が検査時に手直し指示等を行った場合</p> <p>9 契約書に基づき破壊検査を行った</p> <p>※7又は8に該当した場合はd</p> <p>※9に該当した場合はe</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>②削除項目のある部分は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>							<p>評価対象項目</p> <p>7 監督職員が文書で改善指示を行った</p> <p>8 検査員が検査時に手直し指示等を行った場合</p> <p>9 契約書に基づき破壊検査を行った</p> <p>※7又は8に該当した場合はd</p> <p>※9に該当した場合はe</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>②削除項目のある部分は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>								

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後					改正前										
建3-3⑥		3 出来形及び出来ばえ			【検査員】		建3-3④		3 出来形及び出来ばえ			【検査員】			
検査項目	細別	a	b	c	d	検査項目	該当工種をマッピング	工種	a	b	c	d			
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築物 工事比率 0.00	全体的な完成度が優れている				全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	仕上げがきめ細かく、全体に美観が良い					他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
		評価対象項目													
		<input type="checkbox"/>	1	きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。										確認項目の該当4項目以上……a	
		<input type="checkbox"/>	2	関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。										確認項目の該当3項目以上……b	
		<input checked="" type="checkbox"/>	3	使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている										確認項目の該当2項目以上……c	
		<input type="checkbox"/>	4	仕上りの状態が良好で、作動状態も良好である。										確認項目の該当1項目以上……d	
		<input type="checkbox"/>	5	色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。											
		<input type="checkbox"/>	6	材料・製品や割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。											
		<input checked="" type="checkbox"/>	7	保身に配慮した施工がなされている。											
		<input type="checkbox"/>	8	その他											
理由:															
<input type="checkbox"/>	出来ばえが劣っている。 ※該当すればd評価とする。														
		該当項目が90%以上……a	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。												
		該当項目が80%以上90%未満……b	②削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。												
		該当項目が80%未満……c	③評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100												
			④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても○評価とする。												
			⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。												
※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築物工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ			a	b	c	d	仕上げがきめ細かく、全体に美観が良い					他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い	
		評価対象項目													
		<input type="checkbox"/>	1	きめ細かな施工がなされ取り合いの収まりや端部まで仕上がりが良い										確認項目の該当4項目以上……a	
		<input type="checkbox"/>	2	関連工事との調整がなされ全体的に調和がよい仕上がりである										確認項目の該当3項目以上……b	
		<input type="checkbox"/>	3	使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である										確認項目の該当2項目以上……c	
		<input type="checkbox"/>	4	仕上りの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い										確認項目の該当1項目以上……d	
		<input type="checkbox"/>	5	外構を含め全体的な美観が良好である											
		<input type="checkbox"/>	6	建築設備として品質、性能が確保されている											
		<input type="checkbox"/>	7	運転及び保守点検に対する配慮が適切である											
		理由:													
<input type="checkbox"/>	出来ばえが劣っている。 ※該当すればd評価とする。														
		該当項目が90%以上……a	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。												
		該当項目が80%以上90%未満……b	②削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。												
		該当項目が80%未満……c	③評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100												
			④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても○評価とする。												
			⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。												
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ			a	b	c	d	仕上げがきめ細かく、全体に美観が良い					他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い	
		評価対象項目													
		<input type="checkbox"/>	1	きめ細かな施工がなされ取り合いの収まりや端部まで仕上がりが良い										確認項目の該当4項目以上……a	
		<input type="checkbox"/>	2	関連工事との調整がなされ全体的に調和がよい仕上がりである										確認項目の該当3項目以上……b	
		<input type="checkbox"/>	3	使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である										確認項目の該当2項目以上……c	
		<input type="checkbox"/>	4	仕上りの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い										確認項目の該当1項目以上……d	
		<input type="checkbox"/>	5	外構を含め全体的な美観が良好である											
		<input type="checkbox"/>	6	建築設備として品質、性能が確保されている											
		<input type="checkbox"/>	7	運転及び保守点検に対する配慮が適切である											
		理由:													
<input type="checkbox"/>	出来ばえが劣っている。 ※該当すればd評価とする。														
		該当項目が90%以上……a	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。												
		該当項目が80%以上90%未満……b	②削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。												
		該当項目が80%未満……c	③評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100												
			④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても○評価とする。												
			⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。												

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後					改正前										
建3-3⑦		3 出来形及び出来ばえ			【検査員】				建3-3④		3 出来形及び出来ばえ			【検査員】	
考查項目	細別	a	b	c	d	考查項目	該当 工種 をマーク	工種	a	b	c	d			
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ		建築物 (新築・大規模改修)	仕上げがきめ細かく、全体に美観が良い	他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い				
	削除 マーク	評 価 対 象 項 目					マーク	評 価 対 象 項 目							
	電気設備工事		1	きめ細かな施工がなされている。					1	きめ細かな施工がなされ取り合いの収まりや端部まで仕上がりが良い		確認項目の該当4項目以上……a			
	受変電設備工事 ○		2	関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。					2	関連工事との調整がなされ全体的に調和がよい仕上がりである		確認項目の該当3項目以上……b			
	工事比率 ○		3	機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。					3	使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である		確認項目の該当2項目以上……c			
	0.00 ○		4	環境負荷低減への対策が優れている。					4	仕上りの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い		確認項目の該当1項目以上……d			
			5	運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。					5	外構を含め全体的な美観が良好である					
			6	その他					6						
			理由:												
			出来ばえが劣っている。		※該当すればd評価とする。										
		該当項目が90%以上………a		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。											
		該当項目が80%以上90%未満…b		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。											
		該当項目が80%未満……c		③評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100											
				④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。											
				⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。											
<p>※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。</p> <p>※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。</p> <p>※3. デザインビルド方式等で建築物・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。</p>															
								建築物 (改修)	仕上げがきめ細かく、全体に美観が良い	他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い				
								建築物 (改修)	マーク	評 価 対 象 項 目					
								1	きめ細かな施工がなされ取り合いの収まりや端部まで仕上がりが良い		確認項目の該当4項目以上……a				
								2	既存部分や関連設備との調整がなされ全体的に調和がよい仕上がりである		確認項目の該当3項目以上……b				
								3	使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である		確認項目の該当2項目以上……c				
								4	仕上りの状態が良好で		確認項目の該当1項目以上……d				
								建築物 一式工事	仕上げがきめ細かく、全体に美観が良い	他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い				
								建築物 一式工事	マーク	評 価 対 象 項 目					
								1	きめ細かな施工がなされ取り合いの収まりや端部まで仕上がりが良い		確認項目の該当4項目以上……a				
								2	関連工事との調整がなされ全体的に調和がよい仕上がりである		確認項目の該当3項目以上……b				
								3	使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である		確認項目の該当2項目以上……c				
								4	仕上りの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い		確認項目の該当1項目以上……d				
								5	外構を含め全体的な美観が良好である						
								6	建築設備として品質、性能が確保されている						
								7	運転及び保守点検に対する配慮が適切である						
								設備工事	仕上げがきめ細かく、全体に美観が良い	他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い				
								設備工事	マーク	評 価 対 象 項 目					
								1	きめ細かな施工がなされている		確認項目の該当4項目以上……a				
								2	関連工事及び既存部分との調整がなされ全体的に調和がよい仕上がりである		確認項目の該当3項目以上……b				
								3	使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である		確認項目の該当2項目以上……c				
								4	仕上りの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い		確認項目の該当1項目以上……d				
								5	外構を含め全体的な美観が良好である						
								6	設備として品質、性能が確保されている						
								7	運転及び保守点検に対する配慮が適切である						

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後					改正前										
建3-3③		3 出来形及び出来ばえ			【検査員】		建3-3④		3 出来形及び出来ばえ			【検査員】			
考查項目	細別	a	b	c	d	考查項目	該当工種をマーク	工種	a	b	c	d			
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	全体的な完成度が優れている				全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	仕上げがきめ細かく、全体に美観が良い					他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
	暖冷房衛生設備工事	評価対象項目													
	機械設備工事	○				1 きめ細かな施工がなされている。			1 きめ細かな施工がなされ取り合いの収まりや端部まで仕上がりが良い				確認項目の該当4項目以上……a		
	○				2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。			2 関連工事との調整がなされ全体的に調和がよい仕上がりである				確認項目の該当3項目以上……b			
○				3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。			3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である				確認項目の該当2項目以上……c				
◎				4 環境負荷低減への対策が優れている。			4 仕上りの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い				確認項目の該当1項目以上……d				
◎				5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			5 外構を含め全体的な美観が良好である								
○				6 その他											
	理由:														
	<input type="checkbox"/>	出来ばえが劣っている。		※該当すればd評価とする。											
		<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100</p> <p>④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。</p>													
		<p>該当項目が90%以上……a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満……b</p> <p>該当項目が80%未満……c</p>													
<p>※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。</p> <p>※2. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。</p> <p>※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。</p> <p>※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p> <p>また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。</p>															